

託送供給約款

導管の連結点で行う託送供給 (別表第7)

需要場所で行う託送供給 (別表第12)

令和2年8月17日実施

西部瓦斯株式会社

払出エリア（供給区域等）

目次

（１）払出エリア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

（２）一般ガス導管事業の供給区域

福岡県

45 メガジュール地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～24

熊本県

46 メガジュール地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25～32

長崎県

46 メガジュール地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33～39

（３）特定ガス導管事業の区間

福岡県

45 メガジュール地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41～42

熊本県

46 メガジュール地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

(1) 払出エリア

1. 福岡エリア

福岡市東区の一部、福岡市博多区の一部、福岡市中央区全域、
福岡市南区の一部、福岡市城南区の一部、福岡市早良区の一部、
福岡市西区の一部、春日市全域、大野城市の一部、
那珂川市の一部、粕屋町の一部、新宮町の一部、
古賀市の一部、宮若市の一部、福津市の一部、
志免町の一部、糸島市の一部、宗像市の一部、
久山町の一部、北九州市門司区の一部、北九州市小倉北区の一部、
北九州市小倉南区の一部、北九州市戸畑区全域、北九州市八幡東区の一部、
北九州市八幡西区の一部、北九州市若松区の一部、水巻町の一部、
中間市の一部、苅田町の一部、遠賀町の一部、
芦屋町の一部、岡垣町の一部、鞍手町の一部

2. 熊本エリア

熊本市北区の一部、熊本市西区の一部、熊本市中央区の一部、
熊本市東区の一部、熊本市南区の一部、菊陽町の一部、
合志市の一部、益城町の一部、大津町の一部、
嘉島町の一部、御船町の一部

3. 佐世保エリア

佐世保市の一部

4. 長崎エリア

長崎市の一部、時津町の一部、長与町の一部

5. 島原エリア

島原市の一部

(2) 一般ガス導管事業の供給区域

福岡県

【45メガジュール地区】

福岡市

東区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～6

博多区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～7

中央区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

南区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7～8

城南区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

早良区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8～9

西区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9～10

春日市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

大野城市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

那珂川市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

粕屋町・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

新宮町・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

古賀市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

宮若市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

福津市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

志免町・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

糸島市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

宗像市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

北九州市

門司区	1 7
小倉北区	1 7 ~ 1 8
小倉南区	1 8 ~ 1 9
戸畑区	2 0
八幡東区	2 0
八幡西区	2 0 ~ 2 2
若松区	2 2 ~ 2 3
水巻町	2 3
中間市	2 3
苅田町	2 4
遠賀町	2 4
芦屋町	2 4
岡垣町	2 4

福岡県

45 メガジュール地区

福岡市東区

次の区域に適用。

青葉1～7丁目、貝塚団地、香椎1・2・5・6丁目、香椎駅東1丁目、香椎駅前1～3丁目、香椎台1～5丁目、香椎団地、香椎照葉1～7丁目、香椎浜1～4丁目、香椎浜ふ頭1～4丁目、香住ヶ丘1～7丁目、郷口町、塩浜1～3丁目、千早1～6丁目、下原2・4・5丁目、社領1～3丁目、城浜団地、高美台1～4丁目、多々良1・2丁目、多の津1～5丁目、土井1～4丁目、唐原1～3・5丁目、名島1～5丁目、

奈多1丁目、奈多団地、箱崎1～7丁目、箱崎ふ頭1～6丁目、筥松1～4丁目、筥松新町、八田1～4丁目、原田2～4丁目、東浜1・2丁目、馬出1～6丁目、舞松原1～6丁目、松香台1・2丁目、松崎1～4丁目、松島1～6丁目、松田1・3丁目、御島崎1・2丁目、水谷1～3丁目、三苫1～5・7・8丁目、みどりが丘1～3丁目、みなと香椎1～3丁目、美和台1～7丁目、美和台新町、若宮1～5丁目、和白1～6丁目、和白丘1～4丁目、和白東1～5丁目。

香椎3丁目のうち市道香椎1号線以北。

香椎4丁目のうち市道香椎1032号線以北で市道香椎1039号線以東。

香椎駅東3丁目のうち県道町川原福岡線以南で市道香椎駅東918号線及び市道香椎駅東1059号線以東。

唐原6丁目のうち市道唐原3756号線以南で市道唐原2485号線以西。

三苫6丁目のうち市道三苫4015号線以東。

大字名子のうち字湯ノ浦・古野・小岩ヶ浦・カメクビリ・薬師山・天神免・棚ヶ浦・深町・西原（JR新幹線以北）・大ノ坂・ヒヤケ・井尻・耒石田・上合・才木・長ノ坪・中合・高田・原田・志高・橋本（県道猪野土井線以東）。

大字三苫のうち字竹畑・道岸。

大字奈多のうち字御開・堂岸・番追・開。

大字上和白のうち字白浜・松原口・今西・大蔵・薬師浦・高田・辺分堅・竈土・八反間・左山・後野。

大字唐の原のうち字高節。

大字浜男のうち字脇田。

大字下原のうち字有田原・八尻・石原・仲ノ原・向原。

国道3号線以西。

福岡県

45 メガジュール地区

福岡市東区

大字香椎のうち字稲戸・小作・亀甲・別所・山間・丸山・弥勒寺・蟹ヶ浦・杉山・樋ノ本・嵯峨原・横射場・山ノ神・里城・生水・律院・早田（市道長谷香椎線以北で市道国広団地線以東）・老ノ谷・中小路・杭園（市道香椎1037号線以東）・井ノ本・井ノ本。

原田1丁目のうち市道原田二又瀬線以西で市道原田297号線以南。

松田2丁目のうちJR新幹線以北。

松田3丁目の「グランピアマンショングーテンハイツ箱崎5」の簡易ガス事業の供給地点を除く。

二又瀬新町のうち

市道原田二又瀬線以東で市道二又瀬粕屋線以北。

主要地方道福岡太宰府線以東で市道原田二又瀬線以西で市道二又瀬新町520号線及び市道二又瀬新町517号線以北。

福岡市博多区

次の区域に適用。

相生町1～3丁目、井相田1～3丁目、板付1～7丁目、榎田1丁目、大字板付、大字堅粕、沖浜町、堅粕1～5丁目、上川端町、上呉服町、中呉服町、下呉服町、神屋町、上牟田1～3丁目、祇園町、銀天町1～3丁目、空港前5丁目、御供所町、寿町1～3丁目、古門戸町、三筑1・2丁目、山王1・2丁目、下川端町、新和町1・2丁目、昭南町1～3丁目、東雲町1～4丁目、須崎町、住吉1～5丁目、石城町、大博町、竹丘町1～3丁目、竹下1～5丁目、築港本町、千代1～6丁目、綱場町、対馬小路、店屋町、東光1・2丁目、東光寺町1・2丁目、那珂1～6丁目、中洲1～5丁目、中洲中島町、奈良屋町、西月隈1・5丁目、西春町1～4丁目、博多駅中央街、博多駅前1～4丁目、博多駅東1～3丁目、博多駅南1～6丁目、春町1～3丁目、半道橋1・2丁目、比恵町、東公園、東那珂1～3丁目、東比恵1～4丁目、東平尾1丁目、光丘町1～3丁目、南本町1・2丁目、南八幡町1・2丁目、美野島1～4丁目、麦野1～6丁目、元町1～3丁目、諸岡1～6丁目、豊1・2丁目、吉塚1～8丁目、吉塚本町、冷泉町。

榎田2丁目のうち県道別府比恵線以北。

福岡県

45 メガジュール地区

福岡市博多区

空港前3丁目のうち市道席田浦田線以東及び市道空港前9 1 1号線以東で市道空港前9 0 7号線以北。

大字上臼井のうち字若宮・祇園田・深田・牟田々・高田町（県道別府比恵線以南）・中ノ坪（県道別府比恵線以南）・川原田・砂入・入道町・用水・田福・サノツボ・柳井町。

大字青木のうち字辻・土器崎・火渡・瓦田・カケ丸・中津カケ・先キ八ノ坪・九ノ坪・茂衛・周藤町・小町・唐干田・草苧・大坪・切レ口・入道町・水町・平田・徳住・ヒク町・眞砂・家根添・成岡。

大字下月隈のうち字カイツ・簗瀬町。

大字雀居のうち字水町・ヒリ町・小坂・小柳・津波黒・頭割・炭焼・桃田・正つり川・瓦田・淵高・大藪・雀喰・小島・ホコトヲリ・一ツ木。

大字東平尾のうち字横枕・北畑・長尾鶴・水町・カイツ・政子・古川・椿黒・椿黒・コウミ・戸井元・小島・生ヶ丸。

大字下臼井のうち字深田（県道別府比恵線以南）・四角（県道別府比恵線以南）・無田々（県道別府比恵線以南）・菱町・穴石・桑ノ本・百田・サツマ・鍋田。

福岡市中央区

全域に適用。

福岡市南区

次の区域に適用。

井尻1～5丁目、市崎1・2丁目、大池1・2丁目、大楠1～3丁目、大橋1～4丁目、大橋団地、日佐1～5丁目、折立町、柏原1～6丁目、警弥郷1～3丁目、五十川1・2丁目、皿山1～4丁目、塩原1～4丁目、清水1～4丁目、多賀1・2丁目、高木1～3丁目、高宮1～5丁目、大平寺1・2丁目、玉川町、筑紫丘1・2丁目、鶴田1～4丁目、寺塚1・2丁目、中尾1～3丁目、長丘1～5丁目、長住1～7丁目、那の川1・2丁目、西長住1～3丁目、野多目1～6丁目、野間1～4丁目、花畑1～4丁目、桧原1～3・7丁目、平和1・2・4丁目、的場1・2丁目、南大橋1・2丁目、三宅

福岡県

45 メガジュール地区

福岡市南区

1～3丁目、向新町1・2丁目、向野1・2丁目、屋形原1～5丁目、弥永1～5丁目、弥永団地、柳河内1・2丁目、柳瀬1・2丁目、横手1～4丁目、横手南町、老司1～5丁目、若久1～6丁目、若久団地、和田1～4丁目。

大字柏原のうち字山田・西山田以外。

大字檜原のうち字瀧ノ下・ロケ坪・真木ノ内・夫婦石・桜河内以外。

福岡市城南区

次の区域に適用。

荒江1丁目、荒江団地、飯倉1丁目、梅林2～5丁目、大字東油山、金山団地、片江1～5丁目、城西団地、神松寺1～3丁目、宝台団地、田島1～6丁目、茶山1～6丁目、堤1・2丁目、堤団地、友丘1～6丁目、鳥飼4～7丁目、長尾1～5丁目、七隈1～8丁目、西片江1・2丁目、樋井川1～7丁目、東油山1～6丁目、別府1～7丁目、別府団地、干隈1・2丁目、松山1・2丁目、南片江1～6丁目、友泉亭。

大字片江のうち字鳥越・笹尾山・片江山以外。

大字梅林のうち字大谷・於岩ヶ原・幸原以外。

福岡市早良区

次の区域に適用。

曙1・2丁目、荒江2・3丁目、有田1～8丁目、有田団地、飯倉2～8丁目、梅林6丁目、大字田、賀茂1～4丁目、小田部1～7丁目、四箇田団地、重留2・3丁目、昭代1～3丁目、城西1～3丁目、次郎丸1～6丁目、祖原、西新1～7丁目、高取1・2丁目、田隈1～3丁目、田村1～6丁目、野芥1～4・7・8丁目、原1～8丁目、原団地、東入部1丁目、藤崎1・2丁目、干隈3～6丁目、星の原団地、南庄1～6丁目、室住団地、室見1～5丁目、百道1～3丁目、百道浜1～4丁目、弥生1・2丁目。重留7丁目のうち市道重留2050号線以北で市道重留2052号線以西及び市道新村四箇線以北。

四箇1丁目のうち市道四箇2103号線以東で市道四箇2104号線及び市道四箇2105号線及び市道四箇2097号線以北。

福岡県

45 メガジュール地区

福岡市 早良区

四箇2丁目のうち市道新村四箇線以北。

四箇6丁目のうち市道四箇2131号線以南で市道四箇2126号線以西及び市道四箇内野線以西。

大字梅林のうち字藪ノ内・大谷・嘉平ヶ原・於岩ヶ原・幸原以外。

大字野芥のうち字東大谷・影塚以外。

大字重留のうち字浦田・後谷・牛鳴・山田・永田・村下。

大字西油山のうち字下屋敷・山崎・石川原・車作・塚原。

大字四箇のうち字五反田・溝狭間・久都江・都地川原（市道四箇1507号線以東）。

大字東入部のうち字古田・大浦・口ノ坪・馬場田・山田。

大字西入部のうち字山城陸・拾ヶ坪。

福岡市 西区

次の区域に適用。

愛宕1～4丁目、愛宕浜1～4丁目、愛宕南1・2丁目、壱岐団地、生松台1～3丁目、生の松原1・2・4丁目、石丸1～4丁目、今宿西1丁目、今宿東1丁目、内浜1・2丁目、大字拾六町、大字田尻、大字徳永、大字橋本、大町団地、小戸1～5丁目、上山門1～3丁目、北原1丁目、西都1・2丁目、下山門1～4丁目、下山門団地、十郎川団地、城の原団地、拾六町1～5丁目、拾六町団地、周船寺3丁目、田尻1丁目、戸切1・2丁目、徳永北、豊浜1～3丁目、西の丘1～3丁目、野方1～4・6・7丁目、橋本1・2丁目、福重1～5丁目、福重団地、富士見1～3丁目、女原北、室見が丘1～3丁目、姪の浜1～6丁目、姪浜駅南1～4丁目、横浜3丁目。

泉3丁目のうち市道9192田尻周船寺線以北。

今宿東2丁目のうち市道今宿1572号線以北。

周船寺1丁目のうち県道大原周船寺停車場線以東で県道大原周船寺停車場線以北。

元浜1丁目のうち市道元浜2703号線及び市道元浜2700号線及び市道元浜2699号線以北及び市道元浜2696号線以東で県道福岡志摩線以北。

大字太郎丸のうち字浦開（水崎川以西）。

大字野方のうち字塚原・大音・笠間谷・高尾・名切谷・平底。

ただし、字塚原・平底・野方6丁目の「野方団地」の簡易ガス事業の供給地点を

福岡県

45 メガジュール地区

福岡市西区

除く。

大字戸切のうち字大道端・楠田。

大字羽根戸のうち字大原・口坪・コハゼ・下畑・岩ノ夫・立石。

拾六町4丁目の「宮ノ前団地」の簡易ガス事業の供給地点を除く。

大字下山門のうち字生ノ松原（JR筑肥線以南）・小松原（JR筑肥線以南）・西ノ口（JR筑肥線以南）・生田以外。

大字今宿青木のうち字廣石南・廣石サヤ・廣石東（国道202号今宿道路以南）・山丈谷・千代山・喜宗寺・鋤崎・七身坂。

大字今宿町のうち字大坪・古賀・上開・江ノ口・柳原・井手ノ口（JR筑肥線以南）・上町（JR筑肥線以南）・ム田（JR筑肥線以南）・鎌研（市道今宿町1756号線以東）。

大字女原のうち字名切・高田（国道202号今宿道路以北）・原田（国道202号今宿道路以北）。

大字元岡のうち字米栗・二又・含蟹・峯・奥ノ浦・菖蒲ヶ浦・神子ノ浦・内野・立浦・小坂・瓜尾・大坂・石ヶ原・大久保・舟引・汐除・尾石・下開・中開・上開・山手・古川・池ノ浦・芥子・堂ノ前・下ノ谷・坂ノ谷・永田・広瀬・宮草。

大字桑原のうち字千原・柳ヶ浦・石ヶ元・別所・戸山・金屎・牛坂・尻廣・山崎・汐見殿・才平田・深田・神楽田・前田・柿ヶ元・平川・履形・牛切・彼岸天・尾辺田・佛石・表一番ヶ浦。

大字金武のうち字貝廻・西山・浦江谷・中原（県道大野城二丈線以南）・都地（市道野方金武線以西）。

大字吉武のうち字衣屋田（市道野方金武線以西）・石橋（市道野方金武線以西）。

大字西入部のうち字山城陸・拾ヶ坪。

大字飯氏のうち字井町（主要地方道福岡早良大野城線以東）。

福 岡 県

45 メガジュール地区

春 日 市

全域に適用。

ただし、次の簡易ガス事業の供給地点を除く。

原町3丁目の「航空自衛隊春日基地原町宿舎」、塚原台2・3丁目の「春日塚原台団地」、惣利3・6丁目の「惣利団地」、平田台1～4丁目の「平田団地」。

大 野 城 市

次の区域に適用。

県道福岡日田線以南でJR鹿児島本線以北。

旭ヶ丘1丁目、大字上大利、大池2丁目、乙金台2丁目、上大利1・5丁目、瓦田4・5丁目、白木原5丁目、月の浦2丁目、筒井3丁目、仲畑1丁目、南大利1・2丁目、若草3丁目。

乙金1丁目のうち市道122号線以西。

東大利4丁目のうち御笠川以南で県道福岡日田線以北。

御笠川5丁目のうち市道353号線以南。

大字白木原のうちJR鹿児島本線以南。

大字下大利のうちJR鹿児島本線以南。

上大利4丁目のうち市道3358号線以西で市道3371号線以北。

上大利2丁目のうち市道3318号線以西で市道3328号線以南で市道3330号線以東で市道上大利・坂本線以北及び市道上大利・坂本線以南及び市道上大利3321号線以南で市道上大利3324号線及び市道上大利3327号線以西で市道上大利3328号線及び市道上大利・坂本線以北。

大城4丁目のうち市道大城1363号線以西で市道大城1366号線以北。

錦町3丁目のうち市道2307号線以南で市道2308号線以北。

下大利5丁目のうち市道下大利・思水園線以西。

筒井5丁目のうち市道筒井1909号線以南で市道筒井2026号線以東で牛頸川以西。

福岡県

45 メガジュール地区

那珂川市

次の区域に適用。

今光1～8丁目、王塚台1～3丁目、大字中原、片縄3・4・8～10丁目、五郎丸4丁目、仲2丁目、仲丸1丁目、中原1～6丁目、中原東1・2丁目、松木4～6丁目、松原、観晴が丘。

道善2丁目のうち町道岩戸71号線以北で町道岩戸65号線以南で町道岩戸64号線以西及び町道岩戸72号線以南。

大字松木のうち字大町・エケ・カケ塚・瀬戸・井手脇・太郎丸田・前田。

大字下梶原のうち字ツタガ尻・大戸・前・下ノ前・入道町。

大字今光のうち字水洗・西川原。

大字安徳のうち字大塚。

大字仲のうち字炭焼。

大字片縄のうち字浦ノ原。

大字上梶原のうち字平藏。

粕屋町

次の区域に適用。

大字仲原。

大字戸原のうち字野添。

大字内橋のうち字筒井・カラヤ・鏡・広畑・ヲベタ。

大字阿恵のうち字砂子田・古賀。

大字柚須のうち字柚須・古賀。

大字江辻のうち町道古藤・山の鼻線以南で県道24号線以西。

大字酒殿のうち字大坪・カヤハ・中田原・原・丸内。

福岡県

45 メガジュール地区

新 宮 町

次の区域に適用。

上府北 2・3 丁目、桜山手 1～3 丁目、下府 2 丁目、新宮東 1～3・5 丁目、中央駅前 1・2 丁目、美咲 1・2 丁目、三代西 1 丁目、緑ヶ浜 2・4 丁目、湊坂 1～6 丁目、杜の宮 1～4 丁目、夜臼 1・5 丁目。

上府北 1 丁目のうち町道北尾 1 号線及び町道柚ノ木 1 号線及び町道柚ノ木 2 号線以北。

上府北 4 丁目のうち町道北尾 2 号線以東及び町道北尾 3 号線以西。

下府 1 丁目のうち町道上浜線以北で町道萩原・上浜線以東。

下府 6 丁目のうち町道新開仲町線以北。

新宮東 4 丁目のうち町道深町線以南で町道中原 1 号線以西。

美咲 3 丁目のうち町道三角田線以南及び町道萩原塩吹線以西で町道久保田線以南及び町道久保田線以西。

夜臼 2 丁目のうち町道八千町 2 号線以北。

夜臼 3 丁目のうち町道八重洲 6 号線以北及び町道八重洲 1 1 号線以東。

ただし、夜臼 3 丁目の「東福岡団地」の簡易ガス事業の供給地点を除く。

大字下府のうち字土取・日ノ下・半田・梶取・狐谷・小浦・和田・亥ノ坂・裏・新尺・高江・高松・大坪。

ただし、字高江の「東福岡団地」の簡易ガス事業の供給地点を除く。

大字三代のうち字須川・大森（国道 3 号線以西）・壁塗（国道 3 号線以東）・向畑。

大字原上のうち字須川（国道 3 号線以西）・長田町（国道 3 号線以西）・力町（国道 3 号線以西）・丸ノ内（国道 3 号線以西）。

大字上府のうち字椎ノ木・新徳・棚林・形貝・牟田・馬場・長牟田（国道 3 号線以東）・神木・柳ヶ浦。

大字湊のうち県道湊・塩浜線以東で県道湊・下府線以北で町道湊・和白線以西で湊川以南。

福岡県

45 メガジュール地区

古賀市

次の区域に適用。

今の庄2丁目、駅東3丁目、千鳥1・3～6丁目、天神1丁目、花見東1・2・5～7丁目、花見南1丁目、日吉2丁目、舞の里1～5丁目、美明1～3丁目、美郷。

千鳥2丁目のうち市道千鳥16号線以西。

中央4丁目のうち市道第58号緑ヶ丘五楽線以西。

駅東1丁目のうち県道米多比谷山古賀線以東。

天神2丁目のうち市道古賀127号線以南。

天神3丁目のうち市道中川・東田線以南。

天神4丁目のうち市道古賀55号線以南。

天神5丁目のうち市道古賀47号線以北。

花見東4丁目のうち市道開拓道線以西。

花見南2丁目のうち市道花見68号線以南。

日吉3丁目のうち国道495号以西。

大字鹿部のうち字尾向・ウツギ・藪サミ・浦口（国道3号線以南）・日焼・小牧・播磨・永浦・神ノ上・田渕・浜。

大字古賀のうち字八反田・牟田・上牟田・向京田（国道3号線以南）・京田（国道3号線以南）・五反田（国道3号線以南）。

大字青柳のうち字芝原・井ノ浦・三田浦・三田浦・糸ヶ浦・藤津田・蔣入・藤津・大浦・中里・楠浦・童子ヶ浦。

大字久保のうち字千鳥・左屋・浜山・流・長崎（国道3号線以北）・若ノ浦（国道3号線以北）。

大字筵内のうち字左谷・清水ヶ元・三所田・松ヶ元・天崎・森の前。

大字庄のうち国道3号線以西。

福岡県

45 メガジュール地区

宮 若 市

次の区域に適用。

倉久のうち字篠ノ浦・栗崎・中山寺・大門・小林。

四郎丸のうち字有元・北・大見久・藪ノ内・八町下・萩原・池田・別所・脇・上ノ原・中ノ原・壺里塚。

上有木のうち字平山。

下有木のうち字井ノ上・中ノ浦・上ノ園・鷹取・大谷・浦田・長畑・辻ノ上・草場谷・野毛尾・南ヶ浦。

芹田のうち字平原・浦ノ山。

福 津 市

次の区域に適用。

国道495号以东で国道3号線以西で西郷川以南（ただし、字香零・勝負坂・六郎丸・四郎丸を除く）。

桜川、福岡南2～5丁目。

花見が浜1丁目のうち井尻川以南。

字根木町（JR鹿児島本線以东）・田中（JR鹿児島本線以东）・才崎・四角・竹尾（国道3号線以东）・上竹尾・汐井通・苜目川（国道495号以西）・花見（国道495号以西）。

津丸のうち字松ノ城戸・西ノ後・馬場・宮城・藤井・曙。

志 免 町

次の区域に適用。

別府北1丁目・3丁目。

別府西3丁目のうち町道席田・浦田線以东で町道別府44号線以北。

別府北2丁目のうち町道別府3号線以北。

大字別府のうち字石佛・角石（町道196号線以南で町道198号線以南で町道199号線以南）・中浦（町道196号線以南で町道198号線以南）・西ノ前。

大字御手洗のうち字コモワラ。

福 岡 県

45 メガジュール地区

糸 島 市

次の区域に適用。

有田中央2丁目、伊都の杜1～3丁目、板持。

浦志1丁目のうちJR筑肥線以南。

前原南2丁目のうち市道浦志高等学校線及び市道波多江篠原線以東。

泊のうち字カツラギ。

志摩馬場のうち字大浦・馬場添・桑原越・二又・志摩野。

志摩桜井のうち字大峠・二タ又・峠。

宗 像 市

次の区域に適用。

富地原のうち字明天寺・深町。

福岡県

45 メガジュール地区

北 九 州 市 門 司 区

次の区域に適用。

青葉台、泉ヶ丘、稲積1・2丁目、梅ノ木町、老松町、大久保1～3丁目、奥田1～5丁目、大字大里、大字田野浦、大字門司、花月園、風師1～4丁目、片上海岸、片上町、上二十町、上藤松1～3丁目、上本町、上馬寄1～3丁目、吉志新町1～4丁目、北川町、旧門司1・2丁目、清滝1～5丁目、清見1～4丁目、葛葉1～3丁目、黄金町、小松町、小森江1～3丁目、栄町、寺内1～5丁目、下二十町、下馬寄、社ノ木1・2丁目、庄司町、城山町、新開、新原町、瀬戸町、大里桜ヶ丘、大里新町、大里戸ノ上1～4丁目、大里原町、大里東1～5丁目、大里東口、大里本町1～3丁目、大里元町、大里桃山町、高田1・2丁目、太刀浦海岸、谷町1・2丁目、田野浦1～3丁目、田野浦海岸、永黒1・2丁目、長谷1・2丁目、中二十町、中町、鳴竹1・2丁目、西海岸1～3丁目、錦町、西新町1・2丁目、畑田町、浜町、羽山1・2丁目、原町別院、東新町1・2丁目、東本町1・2丁目、東馬寄、東港町、東門司1・2丁目、光町1・2丁目、広石1・2丁目、藤松1～3丁目、二夕松町、不老町1・2丁目、別院、法師庵、本町、松崎町、松原1～3丁目、丸山1～4丁目、丸山町5丁目、丸山吉野町、緑ヶ丘、港町、南本町、元清滝、桃山台、柳原町、柳町1～4丁目、矢筈町。

吉志5丁目のうち市道吉志59号線以東で櫛毛川以南。

大字吉志のうち字八ヶ久保・白石・迫・岩山・片宗・熊本・萬畑（九州縦貫自動車道以南）。

大字畑のうち字ハナシ（九州縦貫自動車道以南）。

北 九 州 市 小 倉 北 区

次の区域に適用。

青葉1・2丁目、赤坂1～5丁目、赤坂海岸、浅野1～3丁目、朝日ヶ丘、足原1・2丁目、愛宕1・2丁目、足立1～3丁目、泉台1～4丁目、板櫃町、井堀1～5丁目、今町1～3丁目、鋳物師町、魚町1～4丁目、宇佐町1・2丁目、江南町、大田町、大手町、大畠1～3丁目、大字板櫃、大字中井、鍛冶町1・2丁目、片野1～5丁目、片野新町1～3丁目、金田1～3丁目、上到津1～4丁目、上富野1～5丁目、香春口1・2丁目、神岳1・2丁目、貴船町、木町1～4丁目、京町1～4丁目、清水1～5丁目、霧ヶ丘1～3丁目、金鶏町、熊谷1～5丁目、熊本1～4丁目、黒住町、黒原1～3丁目

福岡県

45 メガジュール地区

北九州市小倉北区

目、黄金1・2丁目、許斐町、米町1・2丁目、小文字1・2丁目、紺屋町、菜園場1・2丁目、堺町1・2丁目、三郎丸1～3丁目、皿山町、山門町、重住3丁目、篠崎1～5丁目、下到津1～5丁目、下富野1～5丁目、寿山町、城内、城野団地、昭和町、白銀1・2丁目、白萩町、神幸町、新高田1・2丁目、親和町、末広1・2丁目、須賀町、砂津1～3丁目、船頭町、船場町、大門1・2丁目、高尾1・2丁目、高浜1・2丁目、高坊1・2丁目、高見台、高峰町、堅林町、堅町1・2丁目、田町、常盤町、富野台、中井1～5丁目、中井口、中井浜、中島1・2丁目、中津口1・2丁目、長浜町、西港町、萩崎町、馬借1～3丁目、原町1・2丁目、日明1～5丁目、東篠崎1～3丁目、東城野町、東港1・2丁目、平松町、古船場町、弁天町、真鶴1・2丁目、緑ヶ丘1～3丁目、南丘1～3丁目、三萩野1～3丁目、都1・2丁目、室町1～3丁目、明和町、山田町、吉野町、若富士町。

大字富野のうち

字大谷口・隠岩。

市道103号富野56号線以北及び市道4644号黒原大谷線以西。

大字足原のうち市道4644号黒原大谷線及び市道黒原霧ヶ丘1号線の各以西。

北九州市小倉南区

次の区域に適用。

安部山、石田町、石田南1丁目、大字長行、大字朽網、大字葛原、大字徳力、大字蜷田、大字湯川、大字吉田、長行西1～5丁目、長行東1～3丁目、上石田1～3丁目、上葛原1・2丁目、上曾根1～5丁目、上貫1・2丁目、上吉田1～6丁目、蒲生1～3丁目、企救丘1～6丁目、北方1～5丁目、朽網西1～6丁目、朽網東1～6丁目、葛原1～5丁目、葛原高松1・2丁目、葛原東1～6丁目、葛原本町1～6丁目、葛原元町1～3丁目、志井1～6丁目、志井鷹羽台、重住1・2丁目、志徳1・2丁目、下石田1～3丁目、下城野1～3丁目、下曾根1～4丁目、下曾根新町、下貫1～3丁目、下吉田1～4丁目、城野1～4丁目、星和台1・2丁目、曾根北町、高野1～6丁目、田原1～3丁目、田原新町1～3丁目、津田1丁目、津田新町1～4丁目、徳吉西1～3丁目、徳吉東1～5丁目、徳吉南1～4丁目、徳力1～7丁目、徳力新町1・2丁目、徳力団地、長尾1～6丁目、中曾根1～6丁目、中曾根東1丁目、中貫1丁目、長野本

福岡県

45 メガジュール地区

北九州市小倉南区

町2丁目、中吉田1～6丁目、西水町、蛭田若園1～3丁目、沼新町1～3丁目、沼本町1・3・4丁目、沼緑町1～5丁目、沼南町1・2丁目、八幡町、葉山町1～3丁目、春ヶ丘、東貫1～3丁目、東水町、日の出町1・2丁目、富士見1～3丁目、舞ヶ丘1～6丁目、南方1～5丁目、南若園町、守恒1～5丁目、守恒本町1～3丁目、八重洲町、山手1～3丁目、湯川1～5丁目、湯川新町1～4丁目、横代北町1～3・5丁目、横代東町2・3丁目、吉田にれの木坂1・2丁目、若園1～5丁目。

中貫2丁目のうち市道中貫貫弥生が丘1号線以北。

西貫2丁目のうち市道津田田原1号線以東。

大字沼のうち字高松・寺ヶ迫・行本・中坪・中・軒尾・小倉・草原。

大字曾根のうち

字堀田・高町・浄喜・一里塚・道樋尻・浜・豊岡・平松（市道曾根下曾根1号線以南）。

主要地方道門司行橋線以西。

大字志井のうち字コフテ・定白・殿原・宮山・宮原・鳥喰・雀木・大谷・赤達・丸尾・物付・北台。

大字南方のうち字大藪・中島・宮ノ前・山ノ下・通り免・墓寺・広溜里。

大字田原のうち字松木・秋常・堤ノ上・長谷・ハタゴ山・半情・野口以外。

大字貫のうち字田原迫・集り・ミノブ・別府・柳原・大木ノ下・大木・篠原・宮ヶ迫・畑ヶ田・石ヶ元・池ヶ迫・石ヶ本・石ヶ元・池ヶ迫・寺田・堂ノ上・貴船・前ヶ迫・長勢町・ヤシキ・屋敷・丸尾ノ上・フドノ・六反ヶ坪・正九月田・ムタダ・小深田・大坪・寺田・溝越・ミゾヅエ・友田・サキ又・崎又・道ノ口・瓦田。

大字蒲生のうち字鳥越・鷲峯山・浄土ノ尾・神田山・疫神坂・コシキケ谷・耳取・南耳取・行合・矢ヶ谷・コフシカク谷・長谷以外。

大字横代のうち字芦田・幸田・テフサキ・岩河内・土器田・町田・クエ・スダレ・砥坂・カキ・阪本・松本・松本・上清水・大根卸・平等寺・栗ノ木・冬野・五反田・長畑・エボシカタ・狐谷・耳取り・東池ノ内・上ノ山・竹ヶ谷・耳取。

大字長野のうち字ストフリ・ストウリ・平原・平原・裏ヶ谷・バンコウ・尾倉・裏尾倉・山桃・大迫・切通し・八ヶ尻。

大字津田のうち字金ノ手・宮ノ下。

福岡県

45 メガジュール地区

北九州市戸畑区

全域に適用。

北九州市八幡東区

次の区域に適用。

荒手1・2丁目、荒生田1～3丁目、石坪町、祝町1・2丁目、枝光1～5丁目、枝光本町、大字枝光、大字若松、大蔵1～3丁目、大谷1・2丁目、大平町、大宮町、尾倉1～3丁目、勝山1・2丁目、上本町1・2丁目、神山町、川淵町、祇園1～4丁目、祇園原町、清田1～4丁目、景勝町、山路1・2丁目、山路松尾町、山王1～4丁目、昭和1～3丁目、白川町、末広町、諏訪1・2丁目、高見1～5丁目、竹下町、茶屋町、中央1～3丁目、槻田1・2丁目、天神町、中尾1～3丁目、中畑1・2丁目、西台良町、西本町1～4丁目、西丸山町、羽衣町、八王子町、花尾町、春の町1～5丁目、東田1～5丁目、東台良町、東鉄町、東丸山町、東山1・2丁目、日の出1～3丁目、平野1～3丁目、藤見町、帆柱1～5丁目、前田1～3丁目、松尾町、宮田町、宮の町1・2丁目、桃園1～4丁目、豊町。

大字大蔵のうち字澤見・重田・一ノ井手・尻長。

大字尾倉のうち国道3号線以北。

大字前田のうち

字笹尾。

JR鹿兒島本線以北。

北九州市八幡西区

次の区域に適用。

相生町、青山1～3丁目、浅川1・2丁目、浅川学園台1～4丁目、浅川台1～3丁目、浅川日の峯1～4丁目、浅川町、穴生1～4丁目、池田1～3丁目、石坂1～3丁目、泉ヶ浦1～3丁目、医生ヶ丘、市瀬1・2丁目、上の原1～4丁目、永犬丸1～5丁目、永犬丸西町1～4丁目、永犬丸東町1～3丁目、永犬丸南町1～5丁目、大字浅川、大字穴生、大字永犬丸、大字則松、大字本城、大浦1～3丁目、大畑町、大平1～3丁目、大平台、岡田町、沖田1～5丁目、御開1～5丁目、折尾1～5丁目、春日台1～6丁

福岡県

45 メガジュール地区

北 九 州 市 八 幡 西 区

目、香月中央1～5丁目、香月西1～4丁目、上香月1～4丁目、上上津役1～6丁目、岸の浦1・2丁目、北鷹見町、吉祥寺町、貴船台、洞南町、楠木1・2丁目、楠橋東1・2丁目、楠橋南1～3丁目、熊手1～3丁目、熊西1・2丁目、黒崎1～5丁目、黒崎城石、皇后崎町、河桃町、紅梅1～4丁目、光明1・2丁目、小鷺田町、小嶺1～3丁目、小嶺台1～4丁目、幸神1～4丁目、桜ヶ丘町、さつき台1・2丁目、里中1～3丁目、三ヶ森1～4丁目、下上津役1～4丁目、下上津役元町、自由ヶ丘、松寿山1～3丁目、白岩町、陣原1～5丁目、陣山1～3丁目、菅原町、瀬板1・2丁目、清納1・2丁目、星和町、大膳1・2丁目、鷹の巣1～3丁目、鷹見台1～4丁目、竹末1・2丁目、田町1・2丁目、茶売町、茶屋の原1～4丁目、千代1～5丁目、千代ヶ崎1～3丁目、築地町、筒井町、鉄王1・2丁目、鉄竜1・2丁目、東筑1・2丁目、塔野1～3丁目、洞北町、友田1～3丁目、長崎町、中須1・2丁目、中の原1～3丁目、鳴水町、西王子町、西折尾町、西川頭町、西神原町、西鳴水1・2丁目、西曲里町、野面2丁目、則松1～7丁目、則松東1・2丁目、萩原1～3丁目、馬場山、馬場山西、馬場山東1～3丁目、馬場山緑、東王子町、東折尾町、東川頭町、東神原町、東鳴水1～5丁目、東浜町、東曲里町、引野1～3丁目、樋口町、日吉台1～3丁目、平尾町、藤田1～4丁目、藤原1～4丁目、船越1～3丁目、舟町、別所町、別当町、北筑1～3丁目、星ヶ丘1～4・7丁目、堀川町、本城1～5丁目、本城学研台1～3丁目、本城東1～6丁目、町上津役西1～4丁目、町上津役東1～3丁目、的場町、丸尾町、三ツ頭1・2丁目、光貞台1～3丁目、南王子町、南鷹見町、南八千代町、美原町、美吉野町、棕枝1・2丁目、森下町、屋敷1・2丁目、八千代町、八枝1～5丁目、山寺町、夕原町、養福寺町、力丸町、若葉1～3丁目、割子川1・2丁目。

星ヶ丘5丁目のうち5-101、8-121、5-130、5-115、5-114、5-113、5-112、5-111、5-116、5-166、5-167、5-168、5-169、5-170、5-171、5-172、5-173、5-174、5-175、5-128を除く。

星ヶ丘6丁目のうち7-110、7-111、7-138、7-139、7-140、7-144を除く。

大字藤田のうち字西河頭・廣河原・花ノ尾以外。

大字鳴水のうち字中ノ河頭・花ノ尾・楓柱以外。

京良城町のうち北九州都市高速道路4号線以西。

福岡県

45 メガジュール地区

北九州市八幡西区

大字熊手のうち字京良城・檣以外。

大字市ノ瀬のうち字陣屋・三軒屋・切替・村中・富ノ津・陣ノ沖。

大字小嶺のうち字原・山ノ神・芋地谷・植竹。

大字馬場山のうち字荒手・廻り子・工給・原前・原の下・福原。

大字楠橋のうち字井ヶ渕・植松・宮ノ前・宮田・森ノ下・大辺羅・兎・立石・室田・神楽田。

大字金剛のうち字上ノ坂・丸ノ内・小田代・大谷・前田・門前。

大字笹田のうち字荒堀・半田・田原・中西。

大字野面のうち字鴨牟田・靱ヶ浦・浦田・中ノ森・成末・大井手。

北九州市若松区

次の区域に適用。

青葉台西1～6丁目、青葉台東1・2丁目、青葉台南1～3丁目、赤岩町、赤崎町、赤島町、今光1～3丁目、栄盛川町、老松1・2丁目、大字安瀬、大字小石、大字小敷、大字塩屋、大字修多羅、大字高須、大字藤木、大字二島、大池町、大井戸町、大谷町、片山1～3丁目、上原町、鴨生田1～4丁目、北浜1・2丁目、北湊町、響南町、くきのうみ中央、久岐の浜、小石本村町、小糸町、小敷ひびきの1～3丁目、桜町、迫田町、塩屋1～4丁目、下原町、新大谷町、修多羅1～3丁目、高須北1～3丁目、高須西1・2丁目、高須東1～4丁目、高須南1～5丁目、棚田町、童子丸1・2丁目、童子丸町、中川町、中畑町、波打町、西小石町、西園町、西天神町、西畑町、白山1～3丁目、畠田1～3丁目、畑谷町、花野路1～3丁目、浜町1～3丁目、原町、東小石町、東畑町、東二島1～5丁目、ひびきの、ひびきの北、ひびきの南1・2丁目、響町1・2丁目、深町1・2丁目、藤ノ木1～3丁目、二島1～6丁目、古前1・2丁目、本町1～3丁目、南二島1～5丁目、宮前町、宮丸1・2丁目、山手町、山ノ堂町、百合野町、用勺町、和田町。

向洋町のうち18-1及び20及び23及び24以東。

大字畠田のうち字後坂以外。

大字乙丸のうち字浦ヶ谷・松元・空・櫻口・本村・椎牟田・牛ヶ阪。

大字大鳥居のうち字焼ヶ浦・船津・上大浦。

福岡県

45 メガジュール地区

北九州市若松区

大字頓田のうち字外牟田・天神免・垣ノ外・初日・鷺田（主要地方道北九州芦屋福岡線及び市道2482頓田81号線の各以南）。

大字払川のうち字岩ヶ鼻。

水巻町

次の区域に適用。

頃末南2丁目。

樋口東のうち町道おかの台1号線以東。

大字頃末のうち字葛ヶ谷・東河原・恵良・釜ヶ谷。

大字吉田。

ただし、字苗代谷・後谷の「鯉口団地」の簡易ガス事業の供給地点を除く。

中間市

次の区域に適用。

大字中間のうち

県道中間引野線以南及び県道中間引野線以北で市道中間・水巻・芦屋線及び市道井ノ浦・石佛線以西でJR筑豊本線以南。

字鳴王寺・藺牟田・松風・松崎・大林・切畑（市道切畑・銚崎線以東）・宮林・銚崎（市道大根土団地17号線及び市道大根土団地1号線及び市道大根土団地6号線以南）・本村・次郎丸。

大字上底井野のうち字曾根ヶ崎・五楽。

大字垣生のうち字五楽。

福岡県

45 メガジュール地区

苧 田 町

次の区域に適用。

新浜町のうち県道門司苧田線以東。

長浜町のうち福岡県苧田港臨海道路南港1号線以東。

大字苧田のうち県道新北九州空港線以北及び県道新北九州空港線以南で町道鳥越・松原線以北で町道苧田・松浦線以西。

遠 賀 町

次の区域に適用。

大字別府のうち字高瀬。

大字尾崎のうち字友田。

大字上別府のうち主要地方道宮田遠賀線以東で蓮角川以南。

芦 屋 町

次の区域に適用。

遠賀川以東。

大字芦屋のうち字新貝（国道495号以南）・下ノ辻（町道競艇場2号線以北）。

岡 垣 町

次の区域に適用。

大字糠塚のうち字友田。

熊 本 県

【46 メガジュール地区】

熊本市

北区	26～27
西区	27
中央区	28
東区	28～29
南区	30
菊陽町	31
合志市	31
益城町	32
大津町	32
嘉島町	32
御船町	32

熊 本 県

46 メガジュール地区

熊 本 市 北 区

次の区域に適用。

麻生田 1～4 丁目、池田 3 丁目、大窪 1・2 丁目、楠 1～8 丁目、黒髪町大字坪井、清水亀井町、清水東町、清水岩倉 1～3 丁目、清水新地 1～6 丁目、清水万石 1～5 丁目、龍田 4・5 丁目、榆木 2～5 丁目、八景水谷 1・3 丁目、武蔵ヶ丘 1～9 丁目、山室 1・5・6 丁目、弓削 3・4 丁目。

下硯川 1 丁目のうち市道徳王町下硯川町第 1 号線以北。

高平 3 丁目のうち市道打越町高平 3 丁目第 1 号線以西。

龍田 2 丁目のうち J R 豊肥線以西。

龍田 6 丁目のうち市道上立田第 2 号線以西。

龍田陳内 1 丁目のうち J R 豊肥線以西。

榆木 6 丁目のうち町道二里木線以東。

梶尾町のうち字鶴ノ原。

清水町大字新地のうち字中島以外。

大字榆木のうち字庵前以外。

大字麻生田のうち字山添以外。

大字松崎のうち字江添以外。

大字室園のうち字早田・五反田・六反田・小柳以外。

大字高平のうち字村下・冬次原・打出屋敷・梅木・年の神・立野。

大字打越のうち字永浦・梅木・西脇・帽子冠。

大字津浦のうち字梅木・竹上・歩迫・舟場・屋敷。

大字兎谷のうち字岩倉・庵前・兎谷。

大字山室のうち字浦田（市道山室第 1 3 号線以南）。

大字亀井。

大字八景水谷。

龍田町のうち

大字弓削のうち字下鶴ノ上・権現ノ窪・権現窪下・上ノ原・西ノ上・立道。

ただし、字権現ノ窪・上ノ原の「弓削白川台団地」の簡易ガス事業の供給地点を除く。

大字上立田のうち字島越・古閑山（国道 3 号線熊本北バイパス以東）・高杉（J R 豊肥線以北）・千方。

熊 本 県

46 メガジュール地区

熊 本 市 北 区

大字陳内のうち字上ノ園・秣野原・秣野・田ノ平・建山・堂建。
鶴羽田町のうち字上ノ原・一ノ口・迫畑。
徳王町のうち字才道・道免・檜林・富尾畑・藤原・竹ノ下・天神口・谷井川・五戸窪・
立野・後田・大坪・穴ノ口。
貢町のうち字豆尾原。

熊 本 市 西 区

次の区域に適用。
池田1～3丁目、春日1～4・7・8丁目、上熊本1～3丁目、上代2丁目、京町本丁、
島崎2丁目、城山上代町、田崎1～3丁目、田崎本町、田崎町、津浦町、出町、二本木
1～5丁目、花園2・3丁目、稗田町、八島1・2丁目、八島町、横手1～5丁目、蓮
台寺1・2・4丁目。
池田4丁目のうちJR鹿児島本線以東。
島崎4丁目のうち市道島崎3丁目4丁目第2号線以東。
池上町のうち字沖・平良石。
池田町のうち字鶴林。
春日町のうち字北長谷平以外。
島崎町のうち字千原原・石神原・琵琶崎・千原田・天神脇（市道島崎6丁目第6号線以
南）。
戸坂町のうち字北原・西原・堂本。
花園町のうち字居屋敷・中尾丸・垣内・浦田・塘下・井芹・上ノ原・桜井・小栗・西原・
桜原・峠・山下・中尾・井ノ本・松ノ本・寺下・迎原・寺屋敷・寺屋敷・寺浦・
蓮池・前田・杉友・大坪・長田・上林（本妙寺裏道路以東）・放生会田。
蓮台寺町のうち字久保田。

熊 本 県

46 メガジュール地区

熊 本 市 中 央 区

次の区域に適用。

安政町、井川淵町、出水1～6丁目、板屋町、魚屋町1～3丁目、内坪井町、江津2丁目、大江1～6丁目、大江本町、岡田町、帯山1～9丁目、鍛冶屋町、上鍛冶屋町、上京塚町、上水前寺1・2丁目、上通町、上林町、辛島町、河原町、川端町、北千反畑町、京町1・2丁目、京町本丁、草葉町、九品寺1～6丁目、黒髪1～5丁目、神水1・2丁目、神水本町、慶徳堀町、紺屋阿弥陀寺町、紺屋今町、紺屋町1～3丁目、子飼本町、国府1～4丁目、国府本町、小沢町、古城町、壺川1・2丁目、湖東1丁目、琴平1・2丁目、琴平本町、呉服町1～3丁目、米屋町1～3丁目、細工町1～5丁目、桜町、三郎1丁目、島崎1丁目、下通1・2丁目、十禅寺1丁目、十禅寺町、城東町、新大江1～3丁目、新鍛冶屋町、新市街、新町1～4丁目、新屋敷1～3丁目、水前寺1～6丁目、水前寺公園、水道町、菅原町、船場町2・3丁目、船場町下1丁目、段山本町、千葉城町、中央街、坪井1～6丁目、手取本町、通町、渡鹿1～7丁目、中唐人町、西阿弥陀寺町、西子飼町、西唐人町、二の丸、萩原町、白山1～3丁目、八王寺町、花畑町、春竹町大字春竹、東阿弥陀寺町、東京塚町、東子飼町、古桶屋町、古川町、古京町、古大工町、平成1～3丁目、保田窪1・2丁目、本荘1～6丁目、本荘町、本丸、松原町、南熊本1～5丁目、南千反畑町、南坪井町、宮内、妙体寺町、迎町1・2丁目、室園町、本山1～4丁目、本山町、薬園町、山崎町、弥生町、横紺屋町、横手1～3丁目、世安町、万町1・2丁目、練兵町。

出水7丁目のうち国道57号線以北。

出水8丁目のうち国道57号線以北。

黒髪6丁目のうち国道57号線以北。

熊 本 市 東 区

次の区域に適用。

秋津2・3丁目、秋津新町、出水4丁目、江津1～4丁目、榎町、尾ノ上1～4丁目、帯山4丁目、小峯1～4丁目、上南部2丁目、京塚本町、神水本町、健軍1～4丁目、健軍本町、神園2丁目、御領1～5丁目、湖東1～3丁目、栄町、桜木3・5・6丁目、佐土原1・3丁目、三郎1・2丁目、下江津3・4・5・7丁目、下南部1丁目、昭和町、新生1・2丁目、新南部2～5丁目、新外1～4丁目、水源1・2丁目、月出1～

熊 本 県

46 メガジュール地区

熊 本 市 東 区

8丁目、戸島1丁目、戸島西2・4丁目、渡鹿9丁目、長嶺西1～3丁目、長嶺東1～4丁目、長嶺南1～7丁目、錦ヶ丘、西原1・3丁目、沼山津2・3丁目、八反田1～3丁目、花立1～6丁目、東京塚町、東野1～3丁目、東本町、東町1～4丁目、広木町、保田窪2～5丁目、保田窪本町、南町、山ノ内1～4丁目、山ノ神1・2丁目、若葉1～6丁目。

桜木1丁目のうち市道花立2丁目桜木2丁目第1号線以南。

桜木2丁目のうち市道桜木1丁目3丁目第2号線以西。

佐土原2丁目のうち市道沼山津第56号線及び県道小池竜田線以西。

下江津1丁目のうち市道下江津所島第1号線以北。

下南部3丁目のうち市道下南部町第18号線以西。

戸島西3丁目のうち市道長嶺東5丁目戸島第1号線以西。

長嶺南8丁目のうち市道長嶺東5丁目戸島第1号線以西。

沼山津1丁目のうち市道沼山津1丁目2丁目第4号線以南及び市道東野2丁目沼山津2丁目第1号線以北。

秋津町のうち

大字秋田のうち字北原・鶯原・野間・筏場・中須・古屋敷・南一之口・杉下・老番割・式番割。

大字沼山津のうち字古閑前。

石原町のうち字瀬瀬井（市道石原町第1号線以南）・亀甲。

画図町大字下江津のうち字南十九・野中・池田・紀井分・割合。

大江町大字渡鹿のうち字小閑以外。

健軍町のうち字上古閑久保・西明見・薬師堂・中割・長田・島本・苗代津以外。

御領町のうち字梨木。

下南部町のうち字平ノ下・南原。

新南部町のうち字松ノ上・松ノ下・平ノ山・天神原（国道57号線以東）。

戸島町のうち字大嶺・池尻・黒石・下団四郎（市道戸島町第103号線以西）・立野（九州縦貫自動車道以東）・菜園場（県道戸島熊本線以北で市道戸島町第66号線以西）・近十土井。

長嶺町のうち字神西原。

熊 本 県

46 メガジュール地区

熊 本 市 南 区

次の区域に適用。

荒尾 1・2 丁目、出仲間 1～5・9 丁目、薄場 3 丁目、江越 1・2 丁目、上ノ郷 1・2 丁目、刈草 2・3 丁目、合志 1 丁目、島町 2～5 丁目、十禅寺 2・3 丁目、白藤 2 丁目、田井島 3 丁目、田迎 1・2・4 丁目、野口 2・3 丁目、八王寺町、平田 2 丁目、平成 1・2 丁目、馬渡 1・2 丁目、良町 1 丁目、流通団地 1・2 丁目。

出仲間 8 丁目のうち県道熊本浜線以西。

田迎 3 丁目のうち市道田迎 4 丁目 3 丁目第 1 号線以東。

田迎 6 丁目のうち市道田迎出水 8 丁目第 1 号線以北。

近見 1 丁目のうち市道世安町八幡町第 1 号線以西。

近見 2 丁目のうち市道世安町八幡町第 1 号線以西。

近見 3 丁目のうち市道近見町第 1 8 号線以南及び市道平田町近見町第 1 号線以東。

近見 4 丁目のうち市道近見町第 2 1 号線以西。

近見 6 丁目のうち市道近見町第 1 号線以東及び市道近見町第 1 号線以西で市道近見町第 6 3 号線以北。

日吉 1 丁目のうち県道 5 1 号線熊本港線以南で市道日吉 1 丁目南高江 2 丁目第 1 号線以西。

平田 1 丁目のうち市道平田町第 1 0 号線及び市道平田町第 5 号線以北。

荒尾町のうち字寺田・十三。

薄場町のうち字野田前・堀ノ内（市道薄場町第 1 4 号線以東）。

上ノ郷町のうち字才木。

刈草町のうち字上。

島町のうち字藤ノ木。

砂原町のうち字年ノ神。

田迎町のうち

大字田迎のうち字中島・引込・中矢崎・壺町田・名の内・冷水・杉橋・通無田。

大字田井島のうち字戸井ノ内（国道 4 4 5 号線以東）・一の割・中の割・野辻。

近見町のうち字合戸・中田・熊免・道添・長田・桑ノ木・折敷町・鶴古羽。

八分字町のうち字行当・中道・十三居屋敷・須崎（県道並建熊本線以南）。

平田町のうち字今牛・高岸・板橋。

御幸笛田町のうち字迎石町・樋の口・下八島（田迎町第 3 2 号排水路以北）。

御幸西無田町のうち字八石苗床割。

熊 本 県

46 メガジュール地区

菊 陽 町

次の区域に適用。

沖野 2 丁目、向陽台、新山 2・3 丁目、花立 1・2 丁目、光の森 1～7 丁目、武蔵ヶ丘 1～3 丁目、武蔵ヶ丘北 1・2 丁目。

杉並台 2 丁目のうち町道新山 1 号線以西。

大字津久礼のうち字北八久保・村上・宮ノ上・廣街道・駄飼代・久保・平ノ上・石坂（県道 337 熊本菊陽線以北及び国道 57 号線以北で町道青葉台 18 号線以東）・新山（町道新山 4 号線以南）・下沖野（町道三里木新山線以南及び県道辛川鹿本線以東）・上迎原・杉ノ本・上沖野。

ただし、武蔵ヶ丘北 1 丁目の「労住八久保団地」の簡易ガス事業の供給地点を除く。

大字原水のうち字南上原・南下原・下大谷・大人足（主要地方道大津植木線以北）・上中野・下中野。

大字久保田のうち字下原・大堀木。

大字辛川のうち字上石ヶ迫・下石ヶ迫・下乙若。

合 志 市

次の区域に適用。

大字豊岡のうち字笹原・拾三町・町角・山尻・町上・町下・大摩原・須屋久保（市道永・熊本線以南）・拾八町（市道上群・中林線以西）・嘉一米。

大字幾久富のうち字池尻・境目・舟入・下沖野・中沖野・建山・上沖野。

大字福原のうち字三ツ迫。

大字須屋のうち字前田・宮ノ前・下屋敷・船入・川添・榎の本・梶尾原（九州縦貫自動車道以西）・佐土原・畠田・松ノ本（主要地方道熊本菊鹿線以西）・東大窪・群窪。

大字栄のうち字南沖（市道黒石原 13 号線以西）・狐平・瀬戸窪。

熊 本 県

46 メガジュール地区

益 城 町

次の区域に適用。

大字広崎のうち字山下・西脇・六本木（九州縦貫自動車道以西）・花立・宮の前（町道西原線以东）・府内。

大字古閑のうち字崎久保（主要地方道熊本益城大津線以南）・横道・大峯（町道大峯東線以东）。

大字福富のうち字豊之内（主要地方道熊本益城大津線以南）・横道。

大字惣領のうち字迎城の尾（町道小峯・福富線以西）。

大 津 町

次の区域に適用。

大字平川のうち字亀甲・中原・高尾・穴ノ迫・大谷・天神（県道矢護川大津線以北）・一ノ迫（県道矢護川大津線以西）・松ノ本（県道矢護川大津線以西）・高良（県道矢護川大津線以西）。

嘉 島 町

次の区域に適用。

大字北甘木のうち字小迫原（九州縦貫自動車道以东）・八幡水・二夕子塚・塚ノ上・小豆坂・板苺。

大字井寺のうち字水足・小豆坂。

御 船 町

次の区域に適用。

大字高木のうち字上花立・下花立・星原。

長 崎 県

【46 メガジュール地区】

佐世保市	34～35
長崎市	35～37
時津町	38
長与町	38～39
島原市	39

佐 世 保 市

次の区域に適用。

相生町、石坂町、泉町、稲荷町、今福町、鶉渡越町、梅田町、上町、大岳台町、大野町、大宮町、沖新町、折橋町、卸本町、春日町、勝富町、上京町、神島町、木風町、京坪町、祇園町、熊野町、黒髪町、光月町、高天町、小佐世保町、小島町、木場田町、金比良町、栄町、桜木町、塩浜町、潮見町、島瀬町、島地町、清水町、下京町、白木町、白南風町、城山町、新港町、十郎新町、須佐町、須田尾町、星和台町、瀬戸越町、瀬戸越1～4丁目、園田町、高砂町、高梨町、立神町、谷郷町、田原町、俵町、大黒町、天神町、天神1～5丁目、天満町、常盤町、戸尾町、中通町、長尾町、長坂町、名切町、西大久保町、八幡町、花園町、浜田町、原分町、日宇町、東大久保町、東浜町、東山町、干尽町、比良町、平瀬町、福石町、福田町、藤原町、保立町、松浦町、松川町、松瀬町、松原町、松山町、万徳町、三浦町、湊町、峰坂町、御船町、宮崎町、宮田町、宮地町、元町、本島町、もみじが丘町、矢岳町、山県町、山祇町、山手町、大和町、矢峰町、横尾町、万津町、若竹台町、若葉町。

ただし、卸本町の「佐世保卸団地ニュータウン」の簡易ガス事業の供給地点を除く。
白岳町のうち西九州自動車道佐世保道路以北。

日野町のうち

字炭山越を除く主要地方道佐世保日野松浦線以北。

主要地方道佐世保日野松浦線以南で市道前之浜小穴線及び市道小穴線以西。

主要地方道佐世保日野松浦線以南で市道前之浜小穴線及び市道小穴線以東で字九号・駕田尾・吉原・第十四号・小穴越。

ただし、字吉原・第十四号・小穴越の「日野新町団地」の簡易ガス事業の供給地点を除く。

大塔町のうち

字第五十六号（市道尼瀉循環線以南及び市道尼瀉循環線以北で市道大塔黒髪町線以北）・第六十号（市道大塔黒髪町線以北）・第六十一号（市道大塔黒髪町線以北）・第六十二号・第一号（市道大塔海岸線以南）・第二号・第三号・第二十二号・第二十三号。

国道35号線以南で市道尼瀉循環線以東で市道陽光台団地本線以西。

国道35号線以北で市道大塔黒髪町線以西で市道尼瀉循環線以東。

市道尼瀉循環線以西。

長 崎 県

46 メガジュール地区

佐 世 保 市

田の浦町のうち字中田ノ浦・下田ノ浦（J R 佐世保線以北）・崎塩屋（J R 佐世保線以北）。

楠木町のうち字ヨロイ田。

指方町のうち字渡り・渡之上・小久保・田尾・沖新田・池田・長葉山・萩ノ坂・椎ノ木谷・大平・清水ノ久保・柚ノ木・毛床・横道・前田。

柚木元町のうち字柚木原・第三十六号・第三十三号・第三十四号。

椎木町のうち

字和馴崎。

日野川及び市道牽牛崎海岸線以南。

主要地方道佐世保日野松浦線以東で小野川以南で市道長坂相浦線以北。

赤崎町のうち

字第二号。

県道俵ヶ浦日野線以北で市道赤崎鴛の浦線以北。

鹿子前町のうち字第八号。

崎岡町のうち県道崎岡早岐線及び国道 2 0 5 号の各以西で市道大手原線以東。

ハウステンボス町のうち

早岐瀬戸以西。

早岐瀬戸以東で市道大手原線以東。

母ヶ浦町のうち市道母ヶ浦中里線以東。

江上町のうち

県道ハウステンボス線以南で市道釜大島線以東。ただし、江上大島を除く。

長 崎 市

次の区域に適用。

相生町、青山町、赤迫 1 ～ 3 丁目、秋月町、飽の浦町、曙町、旭町、愛宕 1 ～ 4 丁目、油木町、油屋町、家野町、石神町、泉 1 ・ 3 丁目、出雲 1 ～ 3 丁目、伊勢町、稲佐町、稲田町、今博多町、伊良林 1 ～ 3 丁目、入船町、岩川町、岩瀬道町、岩見町、岩屋町、上田町、上野町、魚の町、馬町、梅香崎町、上町、江戸町、江の浦町、恵美須町、江平 1 ～ 3 丁目、エミネント葉山町、江里町、大井手町、大浦東町、大浦町、扇町、大園町、

長 崎 県

46 メガジュール地区

長 崎 市

大谷町、大手1～3丁目、大鳥町、大橋町、大宮町、岡町、桶屋町、音無町、尾上町、御船蔵町、籠町、風頭町、鍛冶屋町、片淵1～5丁目、勝山町、金堀町、金屋町、樺島町、上小島1～5丁目、上銭座町、上戸町1～3丁目、上西山町、川上町、川口町、館内町、京泊1・2丁目、銀屋町、けやき台町、麴屋町、興善町、小江原2・4丁目、国分町、小菅町、小曾根町、五島町、小峰町、幸町、栄町、坂本1～3丁目、桜木町、さくらの里1・2丁目、桜馬場1・2丁目、桜町、三景台町、椎の木町、塩浜町、下町、清水町、下西山町、十人町、城栄町、昭和1・2丁目、白木町、白鳥町、城山町、城山台1・2丁目、新小が倉1・2丁目、新大工町、新地町、新戸町1～4丁目、新中川町、住吉台町、住吉町、諏訪町、銭座町、大黒町、ダイヤランド1～4丁目、高丘1・2丁目、高尾町、高平町、田上2丁目、宝町、竹の久保町、立岩町、田手原町、立山1～5丁目、玉園町、筑後町、千歳町、築町、辻町、出来大工町、出島町、寺町、天神町、銅座町、常磐町、戸町1～5丁目、中川1・2丁目、中小島1・2丁目、中新町、中園町、中町、浪の平町、滑石1～6丁目、鳴滝1・2丁目、鳴見台1・2丁目、賑町、虹が丘町、錦1～3丁目、西北町、西小島1・2丁目、西琴平町、西坂町、西町、西山1～4丁目、西山台1・2丁目、西山本町、橋口町、八景町、花丘町、花園町、浜口町、浜町、浜平1・2丁目、葉山1・2丁目、春木町、東小島町、東琴平1・2丁目、東古川町、東山町、東山手町、光町、彦見町、日の出町、平戸小屋町、平野町、夫婦川町、富士見町、淵町、船大工町、古川町、古河町、古町、文教町、平和町、弁天町、宝栄町、豊洋台1・2丁目、北栄町、北陽町、松が枝町、松山町、丸尾町、丸山町、万才町、水の浦町、緑が丘町、緑町、みなと坂1・2丁目、南が丘町、南町、南山手町、三原1～3丁目、三芳町、目覚町、女の都1丁目、本尾町、本石灰町、本原町、元船町、元町、茂里町、八百屋町、八千代町、八つ尾町、梁川町、柳谷町、矢の平1～4丁目、八幡町、弥生町、横尾1～5丁目、寄合町、万屋町、炉粕町、若草町、若竹町、若葉町。

本河内町のうち字鞍谷・一ノ瀬・谷落。

鳴滝町のうち字段道・馬込・焼山・鈍坂。

小江原町のうち

字堤平を除く県道長崎式見港線以南。

字タイラ山。

小江原5丁目のうち県道長崎式見港線以南。

田上町のうち字中の間・合戦場・唐船石・開・内田ノ平。

長 崎 県

46 メガジュール地区

長 崎 市

上戸町のうち字水ケ谷・瀬戸・館・久保・平原・神の崎・城の嶽・中城淵。

泉町のうち字焼山。

泉2丁目のうち浦上貯水池以南。

昭和町のうち字戸杓子。

川平町のうち字大迫・大以良平・金山平・伊良迫・春の平・踊瀬。

三川町のうち字鳥家川・上鳥家・三分一・峠の坂・折山・落・駄繫・下鳥家・城和田・
下ノ角・上ノ角・大木場・小木場。

小ケ倉町2丁目のうち字下堀切・下猪渡（県道小ケ倉田上線以南）。

小ケ倉町3丁目のうち字後坂。

磯道町のうち鹿尾川以北及び弁天島。

畝刈町のうち字弁天平・畝刈町地先埋立地・富田・川頭・桐ノ木・モー谷・猪見岳・辻・
浦・餅ノ木・二ツ岳・二ツ岳下・二ツ岳後・岩子下シ・川内ノ上。

京泊町のうち字中山・流川・小網代平・漕通・江尻・前音川内・舞ノ浜・流川ノ平・荒
毛・京泊町地先埋立地・井手ノ上・神ノ松・休場・湯無田・古無田・千兵衛田平・
土手ノ内・三枚田。

三京町のうち字五反田・ツン岳・井手ノ上・前北平・先北平・ヨチギレ・山王山・尾ノ
上・アラケノ迫・浜上・伊勢ノ平・初崎・三京町地先埋立地・無田頭・無田・下
無田・下坂・トウボシ田・舞ノ坂・舞ノ坂道下。

鳴見町のうち字木場道下・朝引・太田尾・太田尾・白川・白川尻・イタジノ尾（主要地
方道長崎畝刈線以西）・詰ノ内（主要地方道長崎畝刈線及び市道鳴見町6号線の
各以西）。

多以良町のうち字二股川・多以良町地先埋立地・大曲道上・駄肥頭・通り山。

早坂町のうち字東。

小江町のうち字檜木マブチ・小峰。

大浜町のうち字駄道（国道202号以南）・金水・堀手迫・水垂・木鉢越。

木鉢町2丁目のうち字猪喰・日焼田・上屋草・屋草。

小瀬戸町のうち字木鉢浦・ハジ畑・瀬崎・鶴川・中番所・迫谷・観音崎・アバノ脇。

星取1丁目のうち市道星取4号線以北。

星取2丁目のうち市道星取3号線及び市道星取10号線の各以北。

星取町のうち字大平。

長 崎 県

46 メガジュール地区

長 崎 市

小浦町のうち国道202号線以南。

時 津 町

次の区域に適用。

浦郷、浜田郷。

元村郷のうち字茶屋ノ本・岩本・丸田・大城・松山・栗岩・棚目・岩崎・飯盛・上開田・高尾・開田・巡り・打坂・荒平・三反田・梶分・井手宗・樋ノ平・藤ノ尾。

野田郷のうち字柳原・矢次・川中・岩崎・岩本・峰。

左底郷のうち字浜田・坂口・中通・鍋倉・石橋・平原・宮園・小峰・浪人・風林坊・松山・狩底（町道左底野田線以北）・保立目・琉球川（町道左底横尾線以東）・野添（町道左底横尾線以東）・清水迫（町道左底横尾線以東）・牧野（町道左底横尾線以東）・仁田開（町道左底横尾線以東）。

久留里郷のうち字船倉・永浦・岩本・新開・合帰・別当。

日並郷のうち字新開・白岩（町道鳴北線以北）・釜ノ島（国道206号線及び町道鳴北線以北）・中曾根・山ノ田・馬場・火籠（国道206号線以北）・日並郷地先埋立地・開田（国道206号線以北）・フタマタ・中島。

西時津郷のうち字金堀・田下（町道金堀団地線以東）・大道附（浜田都市水路支線以西）・福島・前開・浜道・松原・中通り。

長 与 町

次の区域に適用。

北陽台1・2丁目、まなび野1～3丁目。

高田郷のうち字上辻・丸尾・登立・高尾・妙見・広狩・辻下・山添・釜田・大坪・原尾・松堀・稗木場・山頭・峠・池ノ迫・日当ノ尾・下高田（JR長崎本線以南）・二本木（JR長崎本線以南）・大迫・島ノ本・三千隠・笠山（川平有料道路以東）・草住・辻ノ迫・中山・並松・山下（JR長崎本線以南）・高田越。

ただし、字稗木場の「道の尾地区」及び字日当ノ尾の「女の都団地」の簡易ガス事業の供給地点を除く。

吉無田郷のうち字切立・柿木田・山田・大平・八岩・橋ノ迫・中ノ迫・柳田・岳田・的

長 崎 県

46 メガジュール地区

長 与 町

場・立石・矢別・植木・西迫・大小院・浦上口（J R長崎本線以北）・谷口・横田・江下・シラベ・珍シ川・旧坊田・旧井手本（J R長崎本線以北）・旧山下（主要地方道長崎多良見線以南）・旧大小院（主要地方道長崎多良見線以南）・旧内園。

（なお、旧とは、平成13年3月24日土地区画整理法による換地処分以前をいう。）

嬉里郷のうち字梶原・立田・中通・西田。

ただし、字立田の「長与団地」の簡易ガス事業の供給地点を除く。

丸田郷のうち字中尾・油目・谷口・壺町田。

島 原 市

次の区域に適用。

青葉町、有馬船津町、今川町、上の町、上の原1～3丁目、梅園町、浦田1・2丁目、上新丁1～3丁目、江戸丁、蛭子町1・2丁目、柿の木町、柏野町、片町、加美町、北原町、北門町、崩山町、湖南町、小山町、栄町、坂上町、坂下町、先魁町、桜門町、桜町、下折橋町、下川尻町、下新丁、下の丁、城西中の丁、城内1～3丁目、白土町、白土桃山1・2丁目、城見町、新田町、新馬場町、新町1・2丁目、新湊1丁目、新山1～4丁目、親和町、田町、高島1・2丁目、津町、寺町、中町、中組町、中堀町、西八幡町、萩が丘1・2丁目、萩原1～3丁目、白山町、広馬場町、古丁、弁天町1・2丁目、堀町、本光寺町、緑町、湊新地町、湊町、湊道1・2丁目、南柏野町、南崩山町、南下川尻町、宮の町、元船津町、八幡町、万町、霊南1・2丁目。

ただし離島を除く。

大字元村のうち字新建・西原ノ田・東原ノ田。

大字杉谷甲のうち字牛咄・原の下・原・下姫添・杉山・杉山上・辰光・六ツ木山・折橋田。

大字安中丙のうち字長池・長池西・六本松・魚池・弥平・墓ノ先・猪回・下崩。

大字安中丁のうち字水ワンド下・赤禿・ミド山・鮎川上・紫原・堀切上・大山。

(3) 特定ガス導管事業の区間

なお、当該導管と接続し、一体的に維持・運用している導管がある場合は、その部分を含みます。

県名	市町村名	内 容
福 岡 県	福岡市	1. 福岡県福岡市東区蒲田 4 丁目 1268 から 福岡県糟屋郡久山町大字山田 1217-17
	北九州市	1. 福岡県北九州市八幡西区浅川台 3 丁目 972 番 24 から 福岡県北九州市八幡西区浅川台 3-20 2. 福岡県北九州市若松区向洋町 23 から 福岡県北九州市若松区向洋町 43-1 3. 福岡県北九州市八幡西区金剛 1 丁目 21 番 から 福岡県北九州市八幡西区大字野面 864-8
	大野城市	1. 福岡県大野城市紫台 16-11 から 福岡県太宰府市大佐野 6-2
	福津市	1. 福岡県福津市八並 346 から 福岡県福津市八並 268-1 2. 福岡県福津市畦町 523-3 から 福岡県宗像市光岡 995-1
	糸島市	1. 福岡県糸島市池田 439-4 から 福岡県糸島市波多江字中川原 100
	新宮町	1. 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜 3 丁目 1 番 1 号 から 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜 3 丁目 1 番 1 号 2. 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜 1 丁目 2 番 から 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜 3 丁目 1 番 1 号 3. 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜 1 丁目 1 番 から 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜 1 丁目 4 番
	苅田町	1. 福岡県京都郡苅田町松山 1118 番 76 から 福岡県京都郡苅田町鳥越町 9 2. 福岡県京都郡苅田町長浜町 8 番 1 から 福岡県京都郡苅田町長浜町 33 番地

福岡県	鞍手町	<p>1. 福岡県鞍手郡鞍手町大字古門字春日 4015-2 から 福岡県鞍手郡鞍手町大字木月 2037-3</p> <p>2. 福岡県鞍手郡鞍手町大字古門 317 から 福岡県鞍手郡鞍手町大字古門 4032-1</p>
	中間市	<p>1. 福岡県中間市大字中底井野字砂堀 1164-2 から 福岡県中間市中底井野 1164-41 および 福岡県中間市大字中底井野字砂堀 1164-1</p> <p>2. 福岡県中間市大字上底井野 2122 から 福岡県中間市大字上底井野 997-2</p>

熊本県	熊本市	<p>1. 熊本県熊本市東区戸島 5 丁目 18-117 から 熊本県熊本市東区戸島 5 丁目 10-15</p> <p>2. 熊本県熊本市東区平山町 2972 から 熊本県熊本市東区鹿埴瀬町 431-1</p> <p>3. 熊本県熊本市北区山室 5 丁目 1-25 から 熊本県熊本市北区高平 3 丁目 43-2</p> <p>4. 熊本県熊本市南区日吉 2-4-11 から 熊本県熊本市南区元三町 4-1</p> <p>5. 熊本県熊本市南区白藤 2 丁目 312-8 から 熊本県熊本市南区八幡 1 丁目 1 番 1 号</p>
	合志市	<p>1. 熊本県合志市栄 3785-5 から 熊本県合志市御代志 997</p> <p>2. 熊本県合志市豊岡 1280-2 から 熊本県合志市豊岡 1280</p> <p>3. 熊本県合志市幾久富 1588-4 から 熊本県合志市幾久富 1568-3</p>
	菊陽町	<p>1. 熊本県菊池郡菊陽町大字原水字上大谷 3786 番 2 から 熊本県菊池郡菊陽町大字原水字上大谷 3802 番 31</p>